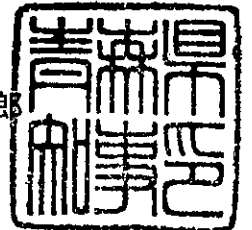


青原立第217号
令和6年9月9日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿
奥村 榮 殿
古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2024年8月9日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

<2024. 9. 9回答>

1. 知事は50年後の搬出先の県民等の懸念に対し、一定程度払拭され、大きく前進したと、去る7月29日に記者会見で述べたと報じられているが、この認識の具体的根拠をあきらかにされたい。
2. また、一定の明確さをもって県民に説明できる環境が整ったとも述べたと報じられているが、この具体的内容について知事に伺う。併せて、県民への説明をいつ行うのか明らかにされたい。

- 答1 去る7月23日に行った、経済産業大臣への確認において、大臣から、
- 中間貯蔵施設の意義や重要性について、次期エネルギー基本計画において、明確に位置付ける。
 - 使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく、六ヶ所再処理工場の長期利用や中間貯蔵後の使用済燃料の六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の課題と対応など検討を進めていく
- 旨の回答があったところです。
- 2 このことから、県民等からの搬出先への懸念に対し、一定の明確さをもって、県民に説明できる環境が整ったと判断し、7月29日の記者会見の場で説明したところです。

3. 更に、六ヶ所再処理工場の稼働の環境が整えば整合が図られるとも述べたと報じられているが、現時点では、同工場は稼働していないことから、整合が図られていないのに安全協定締結の判断は矛盾すると思うがどうか。知事に伺う。
4. 六ヶ所再処理工場が、建設着工して31年経過しながら竣工できないでいるのは、現時点で安全性の保証がないからである。そのような同工場の50年以上稼働を前提に、中間貯蔵事業を進めることは、搬出先確保の観点から無理と考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 六ヶ所再処理工場を含む、核燃料サイクルの推進は、我が国のエネルギー政策の基本的方針であり、7月23日の経済産業大臣への確認においても、引き続き堅持していくこと、核燃料サイクルの環を構成する全ての関係施設について、着実な稼働を進めていくことを確認しました。

2 国及び事業者にはサイクルの環の確立に向けて、安全確保を第一に責任を持って取り組んでいただきたい。

5. 知事は、むつ市長時代の令和3年3月9日付デーリー東北社のインタビューにおいて「国に政策的に求めることとして、預かる使用済核燃料が搬出されることをはっきりさせてほしい。電源構成比率で20～22%が目標とされる原発は何基稼働するのか。使用済み核燃料は何トン出て、うち何トンが六ヶ所へ行き、残り何トン在全国の中間貯蔵施設で保管するのか」と発言しているが、今回、国からこれらについてどのような説明があったのか、知事に伺う。

説明がないのに安全協定締結を判断したのでは、矛盾すると考えるがどうか、知事に伺う。

答1 国からは、

○我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を国の基本的方針としており、むつ中間貯蔵施設からの使用済燃料の搬出先については、六ヶ所再処理工場も含め、その搬出時に稼働している再処理工場で処理していくことを想定している

○使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく、六ヶ所再処理工場の長期利用や中間貯蔵後の使用済燃料の六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の課題と対応策など検討を進めていく

○核燃料サイクルの確立には、その環を構成する全ての施設について着実な稼働を進めていく必要があり、その一つを担うリサイクル燃料備蓄センターの事業開始のため、安全協定締結に向けた検討を進めていただきたい

旨の話がありました。

2 原子力・核燃料サイクル政策については、国の主体性と責任の下に、安全確保を第一に進められているものと考えています。

6. 両電力会社の原発は、福島原発事故等により、廃炉計画がすすみ、平成17年計画当初から原発稼働基数が減り、更に原発の老朽化も進み、当時と状況が大きく変わっていることから、両電力会社の今後の50年間の使用済核燃料の発生見込量を調査、確認すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答1 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○現時点では、再稼働の計画等もまだ見通せず、今後の原子力発電所稼働計画や使用済燃料の発生量を正確に見通すことは困難な状況だが、安全性の確保を大前提として、原子力を重要電源として活用していく

とのことです。また、日本原子力発電株式会社によると、

○現時点で再稼働の時期や運転終了の時期を具体的に申し上げるのは困難な状況であるが、今後の中長期的な計画について必要な検討を行っている

○また、同様の理由から今後の使用済燃料の発生量を正確に見通すことは困難な状況であるが、搬出計画などについて必要な検討は進めているとのことです。

2 県としては、今後の2社の取組状況を確認していきます。

7. 県議会特別委員会（6月12日開催）で中長期的計画を示さず、1棟目の搬入計画も平成17年度当初から大きく変わっていることから、2棟目は必要ないと考えるが、知事は両電力会社に2棟目必要の根拠及び建設スケジュールを求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答1 去る3月27日に、私からリサイクル燃料貯蔵株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社に対して、

○本来であれば50年という長い期間の中で、2棟目も含めて、中長期的にどのような形で貯蔵し、また、搬出していくのかという計画を示していただくことが大切であり、そのことが県民の皆様の安心にも繋がっていく

旨の発言をしました。

- 2 その際、東京電力ホールディングス株式会社から、
○5000トンを展望した中長期的な計画については、日本原子力発電とともにキャスク調達の見通しや使用済燃料に係るサイトの運用方針等について検討を進め、まとめ次第お示ししたい
旨の発言があったところです。
- 3 県としては、今後、事業者において適切に対応していただきたいと考えています。

8. 両電力会社は既に大量のプルトニウムを保有し、併せて、大量の使用済核燃料を保管しているにもかかわらず、プルサーマル計画の策定もできずにいることは、プルトニウム及び再処理の必要性が無いものとするが、今後50年間の両電力会社のプルトニウム利用と再処理計画を知事は求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

- 答1 東京電力ホールディングス株式会社によると、
○当社のプルトニウムの利用計画については、現段階では見通せる状況ではないが、会社として将来的にプルサーマルを推進していくという方針に変わりはないとのことです。また、日本原子力発電株式会社によると、
○プルトニウムの利用計画についても、現段階では見通せる状況ではないが、会社として将来的にプルサーマルを推進していくという方針に変わりはないとのことです。

- 2 県としては、今後の2社の取組を確認していきます。

9. 六ヶ所再処理工場に搬出不可能の場合、搬出先について、国からどのような説明を受けているのか。受けていないとすれば求めるべきと考えるがどうか、知事に伺う。

また、再処理工場への搬出が不可能となった場合には、使用済核燃料の発生元である両原発に返還することになると説明されているが、発生元の原発が廃炉になったり、事業廃止した場合にはどうなるのか、知事の所見を伺う。

答1 国によると、

○我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を国の基本的方針としており、むつ中間貯蔵施設からの使用済燃料の搬出先については、六ヶ所再処理工場も含め、その搬出時に稼働している再処理工場で処理していくことを想定している

○使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく、六ヶ所再処理工場の長期利用や中間貯蔵後の使用済燃料の六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の課題と対応策など検討を進めていく

とのことです。

2 六ヶ所再処理工場を含む再処理工場への搬出が困難な状況については、それが事業の実施が著しく困難な状況ということに該当すれば、覚書により、事業者の責任で、速やかに必要かつ適切な措置が実施されることとなります。

10. 六ヶ所再処理工場には、アクティブ試験で放射性物質に汚染され、人が立ち入ることのできないレッドセル内の機器設備が約7割あると聞いているが、これら機器、設備の100年以上の安全性、健全性をどのように保全、保証するのか。知事に伺う。

答 日本原燃株式会社によると

○セル内設備を含め、再処理工場の設備については、点検計画を定めて、計画的に保全を行うことで、設備を健全な状態で保てるよう維持管理している

○万が一、セル内設備に補修等が必要となった場合には、まずはマニピュレータ等の遠隔による作業等を検討し、人がセルに入って作業する必要があることとなったとしても、セル内に保有する放射性物質を他のセルに移動させ除染を行うことにより線量を低減させ、セルに入域し作業することが可能である

○このように、点検計画に従い設備を維持管理するとともに、設備の状態を定期的に評価することで、安全性・健全性を確認している

とのことです。

11. 六ヶ所再処理工場の長期利用及び核燃料サイクル、直接処分等について、国の次期エネルギー基本計画を確認してから、安全協定締結の判断をする選択肢もあったと考えるが、そうしなかった理由について知事に伺う。

答 去る7月23日に行った経済産業大臣への確認において、大臣から、次期エネルギー基本計画に、
○プルサーマルの推進も含め、引き続き原子力・核燃料サイクルの推進という基本の方針を堅持すること
○使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に寄与する、エネルギー政策上の中間貯蔵施設の意義や重要性が、立地協定が締結された2005年当時から変わっていないこと
をしっかりと位置付けるべく取り組むことなどについて、責任ある回答を得たところです。

12. 前記、問5のインタビューで知事は「政治の約束事にはレベルがある。まずは法律の次に重いエネルギー基本計画などの閣議決定のレベルで、燃料の行先をある程度示すべきだが、示しきれないなら、それ以下の閣議了解といったレベルで説明すべきだ」と述べたことが報じられているが、今回は、法律の制定又は閣議決定、あるいは閣議了解を求めなかったことと矛盾するが、その理由について知事に伺う。

13. また、今後そのような手続きを求める考えがあるのか、知事に伺う。

答 去る7月23日に行った、経済産業大臣への確認において、大臣から、
○原子力発電所の稼働状況等が変化していることを踏まえ、使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく、六ヶ所再処理工場の長期利用や中間貯蔵後の使用済燃料の六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の課題と対応策など検討を進めていく
旨の発言があったところです。

14. 覚書の「事業の確実な実施が著しく困難な状況」とはどのような内容で、誰がどのような手続きでそれを判断するのか伺う。

答1 事業の確実な実施が著しく困難な状況とは、政策の一貫性が失われて核燃料サイクル事業をやめるということになった場合などが想定されます。

2 また、手続きについては、県及びむつ市と、事業者であるリサイクル貯蔵株式会社と、使用済燃料の所有者でありリサイクル燃料貯蔵株式会社の親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社が、その具体的な搬出先を含め協議を行うことになっています。

15. 同じく「施設外搬出も含め」とは、具体的にどのような施設で、県内もあり得るのか。また県外と明記しない理由について伺う。

答1 再処理工場の覚書という前例を踏まえ「施設外」としたものであり、施設外は、県外を想定しています。

2 具体的な搬出先については、東京電力ホールディングス株式会社によると、
○施設外へ搬出する場合には、搬出元の発電所も含めて、その時点での受け入れ可能な施設に搬出する
とのことです。また、日本原子力発電株式会社によると、
○万が一の際の搬出先については、その時点での受入可能な施設ということになる
が、発電所についても候補の一つとして検討することを当社として考えており、
その場合には、事前の説明などを適切に実施して関係自治体の理解を得ていく
とのことです。

16. 同じく、搬出はRFSの責任でなく、親会社の責任であることを明記すべき
と考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答 去る8月9日に締結した覚書の1において、

○東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料の輸送に関し、責任をもって必要かつ適切な措置を講ずるものとする

また、覚書の2において、

○東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」における各項目を遵守するよう、責任をもって指導、助言するものとする

と定めており、搬出を含む輸送についての東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の責任は明らかであると考えています。

17. 同じく、親会社は安全協定に関して、RFSに対して指導、助言とだけあるのは不十分で、親会社自身の責任も明確にすべきと考えるが知事の見解と対応について伺う。

答 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、平成17年10月に県及びむつ市とともに締結した立地協定の当事者であり、RFSを共同で設立した親会社であることから、RFSが使用済燃料の貯蔵に関する安全確保をはじめとする安全協定の各項目を遵守するよう、自らの責任として指導、助言することを覚書において定めたものです。

18. 貯蔵中にキャスクから放射性物質が漏れ、汚染等が発生した場合の対応と事故等の責任の所在が曖昧で、明確にすべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

この場合、親会社の東電と日本原電は法的な損害賠償責任を負うのか、明らかにされたい。

答1 リサイクル燃料貯蔵株式会社によると、

- 前提として、放射性物質の漏えいについては、二重になっている閉じ込め蓋のすべての閉じ込め機能が喪失する等、複数の条件が重畳する必要があるが、金属キャスクから放射性物質が漏えいする事象が発生する可能性は極めて低い
- 仮に、放射性物質が漏えいした場合は、金属ガasketの交換、蓋の追加装着等、必要な対応を行う
- いずれにしても、当社の責任のもと適切に対応することを基本とするが、当社で対応が困難な場合には、親会社と協議の上、対応することとしている。

2 なお、損害の賠償については、リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書第16条において、

- リサイクル燃料貯蔵株式会社は、備蓄センターの使用済燃料の貯蔵に起因して住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとすると規定しています。

19. 安全協定（案）のトラブル対応要領が策定された時期と、その内容及び親会社の責任について伺う。

答1 リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書に定めるトラブル等対応要領については、令和6年8月9日に策定しております。

2 本要領は、県、むつ市及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の間において、リサイクル燃料貯蔵株式会社がリサイクル燃料備蓄センターで行う使用済燃料等の取扱いに当たってのトラブル等の対応等について定め、協定の運用を円滑に行うことを目的とするものです。

20. 同じく、違反の措置の具体的内容及び親会社の責任について伺う。また、これに使用済核燃料の搬出も含まれることを明記すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答1 安全協定は、施設周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図ることを目的として、県、むつ市、リサイクル燃料貯蔵株式会社との間で締結したものであり、主に施設の安全性に係る事項について取り決めしています。

2 同協定書第22条に定める「違反時の措置」は、安全協定に定められている事項に違反した行為を改めることにより、安全協定の目的に資するよう、必要な措置をとるものです。

21. 金属キャスクの製造にデーター改ざん等の不信のあるメーカーが関わっていることから、金属キャスクの検査に国が、直接関与することを県は国に求めるべきと考えないか、知事の見解と対応について伺う。

答 国（原子力規制庁）によると、

○当該キャスクについては、リサイクル燃料備蓄センターにおいてRFSが行った試験使用承認までに必要な使用前事業者検査の記録に御指摘の日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所における使用前事業者検査の結果も含まれており、原子力規制検査により、これを確認し、認可された設計及び工事の計画にしたがって施工されていること及び使用済燃料貯蔵施設の技術基準に適合していることを確認している

○その際、当該キャスクについては、御指摘の寸法検査記録の捏造、試験結果の改ざん・捏造があった20件に該当しないことを併せて確認している

○引き続き、原子力規制検査により施設の基準適合性を確認していくとのことであり、県としては、そのように理解しています。

22. 今回搬入が予定されている金属キャスクの検査が終わった時期、及び試験使用承認書が交付された時期について伺う。

答 原子力規制庁によると、

○1基目の金属キャスクの受入れに当たり、貯蔵に係る金属キャスクの検査終了時期は、試験使用承認書交付の令和6年7月1日、輸送に係る金属キャスクの検査終了時期は令和6年7月30日である

とのことです。

23. 同キャスクは2012年に製造されたと聞いているが、既に12年経過した中古品で今後の輸送と50年間貯蔵の安全性に疑念を持つが、安全性は保証されているのか、知事の見解と対応について伺う。

答 リサイクル燃料貯蔵株式会社によると、

- 当該金属キャスクは未使用であり、熱や放射線の影響を受けていない
 - また、金属キャスクは全面的に防錆塗装が施されており、腐食による劣化はない
 - 以上のことから、未使用の当該金属キャスクの性能は保たれており、設計貯蔵期間が短縮されることはない
- とのことです。

2 県としては、原子力規制委員会において、法令等に基づき、安全性の確認が行われるものと考えています。

24. 原発立地地域である新潟県や柏崎市でも拒否している中間貯蔵施設の操業により、下北半島と青森県は「核のゴミ捨て場」とのイメージを大きくし、子どもや若者たちの次世代と県政にとって負の遺産を増やすことになり、マイナスと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 エネルギー資源に乏しい我が国は、原子力・核燃料サイクル政策の推進をエネルギーの基本政策としており、その方針はエネルギー基本計画やGX実現に向けた基本方針でも示されています。また、昨年8月に開催された核燃料サイクル協議会においても、内閣官房長官から、安全性の確保を第一に、しっかりと核燃料サイクル政策を進めていく旨の発言がありました。

2 電力の安定的かつ安価な供給、脱炭素社会実現のためには、安全性の確保を大前提とした原子力発電や核燃料サイクルは必要なものと考えています。これまで安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として原子力施設の立地に協力してきており、引き続き、県民の安全確保を第一に、適切に対応していきます。

25. 別添参考に、本施設当初計画時と現時点についての考察を記したが、多くの点で当初計画時と大きく変わったにもかかわらず「核燃料サイクルは国の方針」「全量再処理は国の方針」だけの説明では県民は納得できず、しかも福島原発事故などで、国と事業者の信頼性が失われている現状の下では、本施設の安全かつ確実な事業実施の保証はない。

よって、知事は、国と事業者に対してむつ中間貯蔵計画の中止を求め、あわせて本安全協定（案）を破棄すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答1 国によると、

○使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に寄与するとの中間貯蔵施設の意義や重要性は立地協定締結当時から変わっておらず、次期エネルギー基本計画においても明確に位置付けていく、原子力発電所の稼働状況等が変化していることを踏まえ、使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく、六ヶ所再処理工場の長期利用や中間貯蔵後の使用済燃料の六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の課題と対応策など検討を進めていく

とのことです。

2 電力の安定的かつ安価な供給、脱炭素社会実現のためには、安全性の確保を大前提とした原子力発電や核燃料サイクルは必要なものと考えています。これまで安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として原子力施設の立地に協力してきており、引き続き、県民の安全確保を第一に、適切に対応していきます。